

座間市教育委員会 3 月定例会会議録

- 1 開会日時 平成30年3月28日(水) 午後4時00分
- 2 場 所 座間市役所5階教育委員会室
- 3 出席委員 教育委員長 小井田 由美子 委員長職務代理者 鈴木 義範  
 教育委員 天野 久美 教育委員 馬場 悠男  
 教育長 金子 槇之輔
- 4 出席職員 教育部長 石川 俊寛 学校教育課長 小宮 美紀  
 教育指導課長 梶 弘之 保健給食担当課長 佐々木 幹  
 教育研究所長 浜田 佐織 生涯学習課長 浅野 寛  
 図書館長 金井 雄二
- 5 書 記 古川 武夫 小西 彩恵子
- 6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	11	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
2	12	学校教育法施行細則の一部を改正する規則	学校教育課長	承認
3	13	座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程	生涯学習課長	承認
4	14	座間市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則	生涯学習課長	承認
5	15	座間市立公民館長に対する事務委任規則の一部を改正する規則	生涯学習課長	承認
6	16	座間市立市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則	生涯学習課長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	提案説明者	結果
7	3	県費負担教職員の任用について	学校教育課長	—
8	4	県費負担教職員の人事異動について	学校教育課長	—

小井田委員長 　ただ今より 3月定例教育委員会を開会いたします。

お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

小井田委員長 　それでは、会期は3月28日今日一日といたします。

次に、教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に天野委員と馬場委員を指名いたします。

小井田委員長 　それでは経過報告に移ります。経過報告について金子教育長お願いいたします。

金子教育長 　(経過報告を説明する。下表のとおり。)

## 経 過 報 告

平成30年3月28日定例会

実施月日	曜	事業(行事)等の内容	出席教育委員等氏名
2月14日	水	定例教育委員会	委員長、委員長職務代理者、天野委員、馬場委員、教育長
2月14日	水	市防災会議	教育長
2月14日	水	市小学校教育研究会 研究発表会	委員長、委員長職務代理者、天野委員
2月15日	木	凧文字選考会	教育長
2月17日	土	新消防庁舎落成式・本部創立50周年式典	委員長、教育長
2月19日	月	市長定例記者会見	教育長
2月19日	月	学校訪問C(南中)	委員長、委員長職務代理者、天野委員、馬場委員、教育長
2月22日	木	第1回市議会 開会・提案説明	教育長
2月23日	金	第1回市議会 総括質疑	教育長
2月28日	水	政策会議	教育長
3月2日	金	第1回市議会 一般質問	教育長
3月4日	日	市駅伝競走大会	委員長、教育長
3月5日	月	第1回市議会 一般質問	教育長
3月6日	火	第1回市議会 一般質問	教育長
3月7日	水	定例校長会議	教育長

3月7日	水	新1年生ランドセルカバー寄贈式	教育長
3月9日	金	中学校卒業式	委員長、委員長職務代理者、天野委員、馬場委員、教育長
3月9日	金	東海大附属相模高校野球部 表敬訪問	教育長
3月11日	日	市青少年芸術祭 舞踊部門	教育長
3月12日	月	SC相模原ホームタウン 表敬訪問	教育長
3月13日	火	文化財保護委員会	教育長
3月15日	木	第2回市スポーツ・文化振興財団 臨時評議員会	教育長
3月16日	金	市史編さん審議会委員委嘱式	教育長
3月16日	金	シェイクアウト実施報告会	教育長
3月17日	土	SC相模原ホームゲーム開幕戦	教育長
3月19日	月	政策会議	教育長
3月19日	月	交通安全横断旗寄贈式	教育長
3月19日	月	市文化協会員のつどい	教育長
3月20日	火	小学校卒業式	委員長、委員長職務代理者、天野委員、馬場委員、教育長
3月21日	水	座間市少女マーチングバンド定期演奏会	教育長
3月22日	木	「図書館を使った調べる学習コンクール」入賞者 表敬訪問	教育長
3月22日	木	平塚信用金庫寄贈図書受贈式	教育長
3月23日	金	第1回市議会 閉会	教育長
3月25日	日	市視聴覚教育研究協議会定期総会	教育長
3月26日	月	県スポーツ推進審議会	教育長

小井田委員長     ありがとうございました。ただ今の経過報告についてご意見、ご質問等ございませんか。

小井田委員長     よろしいでしょうか。  
では、以上で経過報告を終わります。

小井田委員長     次に議案の審議に移ります。

小井田委員長     お諮りいたします。  
議案第11号「座間市教育委員会職員の人事について」は人事に関する案件ですので、非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小井田委員長     ご異議なしと認め、当案件は非公開といたします。

(議案第11号「座間市教育委員会職員の人事について」、石川部長 報告)

小井田委員長     ではご質問等もないようですので、議案第11号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

小井田委員長     ご異議等ないようですので、議案第11号「座間市教育委員会職員の人事について」は承認いたします。

小井田委員長     続きまして、議案第12号「学校教育法施行細則の一部を改正する規則」、小宮学校教育課長、お願いいたします。

小宮課長           議案第12号「学校教育法施行細則の一部を改正する規則」について、学校教育法施行細則を別紙のとおり改正いたします。提案理由としては、学齢簿編制及び就学事務に関する事務処理システム導入に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものでございます。

次ページをご覧ください。「学校教育法施行細則の一部を次のように改正する。第4条を次のように改める。」とありますが、まとめて説明させていただきます。第4条、また第2号様式についても削除致したいと考えております。7ページをご覧ください。新旧対照表となっております。現行において、第4条では「長は施行令第4条の規定により児童生徒等の住所地の変更の届けを通知しようとするときは住民異動届第2号様式により通知しなければならない」となっております。しかし、今回法律に照らし合わせ改めようとしたところ、住民基本台帳法では第2号様式の、届け出の際の必要項目を規定されていますが、様式についての規定はないことがわかりました。そして戸籍住民課においても、住民異動届については様式を規定していないとのことで、この第2号様式の必要性がないと判断させていただきました。第2号様式が必要ないということは第4条も必要がないと判断させていただき、第4条の削除、第2号様式の削除を提案させていただいております。また8ページから16ページには様式の1、3、4、7から9、13から15を載せておりますが、これに関しては、今まで学齢簿関係事務と就学事務につきましては情報システム課が構築したシステムを利用しておりましたが、今回新たに民間のシステム、富士通の「MISALIO」を導入するにあたって、細かいところの見直しを致しました。今

の状況に合っていないところを直し、縦書き横書きを揃え、レイアウト変更等をさせていただきますものになっております。

6 ページに戻り、附則です。「1 この規則は平成30年4月1日から施行する。」  
「2 この規則の施行の際、改正前の学校教育法施行細則第1号様式、第3号様式、第4号様式、第7号様式から第9号様式まで及び第13号様式から第15号様式までによる用紙で現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。」と、させていただきます。以上でございます。

小井田委員長 ありがとうございます。ただ今の件につきまして、何かご質問等ございませんか。

小井田委員長 ではご質問等もないようですので、議案第12号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

小井田委員長 ご異議ないようですので、議案第12号「学校教育法施行細則の一部を改正する規則」については承認することといたします。

続きまして議案第13号「座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程」、浅野生涯学習課長、お願いいたします。

浅野課長 議案第13号「座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程」。座間市教育委員会事務決裁規程の一部を別紙のとおり改正するものです。提案理由といたしましては、座間市立公民館条例及び同施行規則の一部改正に伴い提案するものがございます。次ページをご覧ください。別表第2中「社会教育機関」から2つ空けた欄に、下表のとおり「重要又は異例の事態の調整」、またその隣に「公民館の管理・運営」を付け、改めたいと思います。これまで課長の決裁区分であったものを部長まで、という変更になります。附則です。「この訓令は、平成30年4月1日から施行する」。以上になります。よろしくお願いいたします。

小井田委員長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等はございますか。

小井田委員長 ございませんでしょうか。  
それではご質問等もないようですので、議案第13号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

小井田委員長　ご異議等ないようですので議案第13号「座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程」については、承認いたします。

小井田委員長　続きまして、議案第14号「座間市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則」について、浅野生涯学習課長、お願いいたします。

浅野課長　議案第14号「座間市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則」。座間市立公民館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。提案理由といたしましては、座間市立公民館を社会教育関係団体等が利用する際の規定を明確化するものでございます。次ページが改正文になりますが、28ページにあります新旧対照表に基づき説明したいと思います。座間市立公民館条例施行規則新旧対照表(案)でございます。座間市立公民館条例施行規則(昭和52年座間市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「定める」を「定めるものとする」に改めます。第2条本文中「公民館」を「座間市立公民館(以下「公民館」という。)」に改めます。また第10条を削り、第9条の見出し中「公民館運営審議会の構成等」を「座間市立公民館運営審議会」に改め、同条第1項中「公民館運営審議会」を「座間市立公民館運営審議会」に改め、同条を第17条といたします。第8条第1項本文中「7」を「6」に、「もの」を「団体」に、「委員会」を「事前に教育長」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を次のように改めます。2 前条第2号及び第3号アからケまでの団体並びに社会教育関係団体の登録を行った団体については、申請を省略することができる。3 教育長は使用料の減免を受けようとする団体の運営状況を把握するために、次の書類の提出を求めることができる。

- (1) 団体の規約又は会則
- (2) 団体の会員名簿
- (3) 団体の予算書
- (4) 団体の前年度決算報告書
- (5) 座間市立公民館利用団体調査票(第4号様式)

第8条に次の1項を加えます。4 教育長は、前項の申請があった場合において、その減免を承認するときは座間市立公民館使用料減免決定通知書(第5号様式)を利用者に交付し、承認しないときはその旨を利用者に通知しなければならない。

第8条を第13条とし、同条の次に次の3条を加えます。

(社会教育関係団体の登録)

第14条 社会教育関係団体に登録できる団体は、次に掲げる全ての要件を備える団体であること。

- (1) 国又は地方公共団体の支配に属さない団体で、社会教育に関する活動を継続的に行っている団体
- (2) 入会について特定の資格又は条件を必要とせず、広く市民の参加を受け入れ可能である団体
- (3) 活動の学習成果が広く市民に還元される団体
- (4) 会員自らが運営し、活動する団体
- (5) 規約又は会則を有し、代表者を有し、組織的に運営されている団体
- (6) 会員が平等に経費を負担し、総会等で会員全員に会計報告を行っている団体
- (7) 5人以上の会員により構成される団体
- (8) 会員の半数以上が座間市に在住、在勤又は在学である団体
- (9) 公民館を3箇月以上利用している団体
- (10) 定期的、継続的に公民館を利用して学習活動を行う団体

(社会教育関係団体の登録手続及び取消し)

第15条 社会教育関係団体として登録しようとするものは、社会教育関係団体登録申込書(第6号様式)を事前に教育長に提出しなければならない。また、教育長は社会教育関係団体の登録に申込み団体の運営状況を把握するために、第13条1項各号に掲げる書類の提出を求めることができる。

2 教育長は、前項の申込みがあった場合において、その登録を承認するときは社会教育関係団体登録承認書(第7号様式)を申込者に交付し、承認しないときはその旨を申込者に通知しなければならない。

3 教育長は、社会教育関係団体登録承認中の期間であっても社会教育関係団体が前条各号の要件に反すると認めるときは、その承認を取消すことができる。

(社会教育関係団体登録の有効期間)

第16条 団体登録の有効期間は、各年の4月最初の開館日から翌年の3月末の開館日までとする。

また第7条を削り、第6条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「及び設備」を削り、「使用」を「利用」に改め、同条第6号中「公民館長」を「教育長」に改め、「等」を削り、同条第8号中「館長」を「教育長」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号の次に次の2号を加えます。

- (8) 許可なくビラを配布し、又は署名活動を行わないこと。
- (9) 利用後は施設等を清掃し、原状に復し、整理整頓すること。

第6条を第10条とし、同条の次に次の2条を加えます。

(職務上の立入り)

第11条 教育長は、公民館の管理上必要と認めるときは、利用の承認をしている施設に立ち入ることができる。

この場合において、利用者は、立入りを拒むことはできない。

(使用料の減免)

第12条 条例第6条第3項に規定する使用料の減免は、次の各項のいずれかに該当する場合に、当該各号に定める率により行う。

(1) 条例第6条第3項第1号に規定する団体

ア 教育委員会又は公民館が行う主催事業により結成された社会教育活動を目的とする団体 免除

イ 座間市（以下「市」という。）又は教育委員会が育成及び助成する団体 免除

ウ その他の団体のうち第14条及び第15条に規定する社会教育関係団体登録を行った団体 免除

(2) 条例第6条第3項第2号に規定する団体

ア 国又は市その他の地方公共団体 免除

イ 市が構成員となっている協議会及び研究会等 免除

(3) 条例第6条第3項第3号に規定する団体

ア 自治会活動を行う団体 免除

イ 市内で事業を行う社会福祉法人及び保育園等の福祉団体、保育園の保護者会 免除

ウ 学校教育法（平成22年法律第26号）第1条に規定される学校のうち市内に所在地を置くもの及びその保護者会 免除

エ 市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会 免除

オ 公益活動を行っているボランティア活動団体 免除

カ 座間市民生委員児童委員協議会 免除

キ 市障がい者団体連絡協議会に加盟する団体 免除

ク 座間市職員厚生会 5割

ケ 座間市の職員団体 5割

コ その他教育長が減免対象に認めた団体 教育長が定める率

第5条中「使用」を「利用」に、「館長」を「教育長」に改め、同条を第9条といたします。第4条の見出しを「（利用の申込み）」に改め、同条第1項中「第5条」の次に「第1項」を加え、「に基づく」を「の規定により」に、「使用承認を」を「利用承認を」に、「得ようとするものは」を「受けようとする団体は」に、「使用する3日前までに」を「利用する日の前月の最初の開館日から利用する3日前までに」に、「使用承認申請書」を「利用承認申込書」に、「座間市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「教育長」に、「提出するものとする」を「提出しなければならない」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第5条とし、同条の次に次の3条を加えます。

（利用の承認等）

第6条 教育長は、公民館の利用を承認したときは、座間市立公民館利用承認書（第2号様式）を申込者に交付し、承認しないときはその旨を申込者に通知するものとする。

2 利用者は、利用中前項の承認書を携帯しなければならない。



(利用承認の変更)

第7条 利用者は、その利用を取り消し、又は承認された事項の変更をしようとするときは、その旨を教育長に届け出なければならない。

(利用時間)

第8条 利用時間は、準備及び第10条第9号に要する時間を含むものとする。  
第3条の次に次の1条を加えます。

(申込時間)

第4条 公民館の利用に係る申込時間は、午前9時から午後5時までとする。  
こちらは今まで明確化させていなかったため今回定めるものです。

第1号様式及び第2号様式につきましては、33ページから38ページにあるように、改めます。

附則です。「1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。」「2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。」以上になります。よろしくお願いいたします。

小井田委員長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等がございますか。

小井田委員長 ございませんでしょうか。  
それではご質問等もないようですので、議案第14号は承認することで宜しいでしょうか。

(異議なしの声あり)

小井田委員長 ご異議等ないようですので議案第14号「座間市立公民館長に対する規則の一部を改正する規則」については、承認いたします。

小井田委員長 続きまして、議案第15号「座間市立公民館長に対する事務委任規則の一部を改正する規則」について、浅野生涯学習課長、お願いいたします。

浅野課長 議案第15号「座間市立公民館長に対する事務委任規則の一部を改正する規則」。座間市立公民館長に対する事務委任規則の一部を別紙のとおり改正するものでございます。提案理由といたしましては、座間市立公民館長に対する事務委任規則の規則文の一部変更のため提案いたします。

次ページをご覧ください。座間市立公民館長に対する事務委任規則の一部を次のように改正いたします。第1条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「教育長」に改め、「号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、同条第1号中「条例第5条」の次に「第1項」を、「及び」の次に「第2項」を加え、「第6条」を削り、

「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「2項」を「3項」に改め、同条第3号中「7条」を「6条第3項」に改め、「徴収及び使用料の」を削り、「をなす」を「に関する」に改め、同条に次の1号を加える。(4)前3号に掲げるもののほか、公民館の管理に関すること。

第2条中「長は、」の次に「前条の規定にかかわらず、その」を加え、「また」を「又」に、「教育委員会」を「教育長」に、「かからしめることができる」を「付さなければならない」に改める。

附則です。この規則は、平成30年4月1日から施行いたします。以上です。

小井田委員長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等がございますか。

小井田委員長 ございませんでしょうか。  
それではご質問等もないようですので、議案第15号は承認することで宜しいでしょうか。

(異議なしの声あり)

小井田委員長 ご異議等ないようですので議案第14号「座間市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則」については、承認いたします。

小井田委員長 続きまして、議案第16号「座間市立市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則」について、浅野生涯学習課長、お願いいたします。

浅野課長 議案第16号「座間市立市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則」。座間市立市民文化会館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正いたします。提案理由といたしましては、座間市立市民文化会館の連続利用時間、利用申込時間、附属設備使用料及び器具等使用料等の改正を行うものです。

浅野課長 次ページをご覧ください。改正文に沿ってご説明いたします。  
座間市立市民文化会館条例施行規則の一部を次のように改正いたします。  
第4条第1項第2号中「6日間」を「7日間」に改め、第19条第3号中「はり付け」を「貼り付け」に改めます。  
別表第1中「利用日の属する月の3月前の月の初日から利用日の7日前まで」を「利用日の属する月の3月前の月の初日から利用日の前日まで」に、別表第2中「3,050円」を「3,030円」に、大ホール楽器等欄の「フルコンサートピアノ(ヤマハ)、アップライトピアノ(ヤマハ)5,090円」を「セミコンサートピアノ(ヤ

マハ) 4,070円」に、大ホール照明等欄の「第1シーリングライト20台、サイドフロントライト12台及びボーダーライト2列」を「第1シーリングライト20台、フロントサイドスポットライト12台及びボーダーライト2列」に、「ワイヤレスマイクロホン 電池別」を「ワイヤレスマイクロホン」に、小ホールも同じく「ワイヤレスマイクロホン 電池別」を「ワイヤレスマイクロホン」に、大ホール・小ホール兼用欄の「カラオケ」を削除し、「移動用スクリーン」と「展示用パネル」を照明欄からその他の欄へ移動させ、「グランドピアノ(ヤマハ)」を「アップライトピアノ(ヤマハ)」に、その他施設欄中の「カセットテープレコーダー」「OHP」「スライド」を削除し、「ワイヤレスマイクロホン」「移動用スクリーン」「書画カメラ」「メディア再生デッキ」を加えます。

附則です。「1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。」「2

この規則施行の際、現に受理されている座間市立市民文化会館の利用の申し込みについては、改正後の座間市立市民文化会館施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。」「3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間必要な調整をして使用することができる。」

以上になります。よろしく願いいたします。

小井田委員長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等がございますか。

小井田委員長 ございませんでしょうか。  
それでは他にご質問等もないようですので、議案第16号は承認することで宜しいでしょうか。

(異議なしの声あり)

小井田委員長 ご異議等ないようですので議案第16号「座間市立文化会館条例施行規則の一部を改正する規則」は、承認いたします。

小井田委員長 お諮りいたします。  
報告第3号「県費負担教職員の任用について」は人事に関する案件ですので、非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小井田委員長 ご異議なしと認め、当案件は非公開といたします。

(報告第3号「県費負担教職員の任用について」、小宮課長 報告)

小井田委員長　　続きまして、報告第4号に移りますが、報告第4号「県費負担教職員の人事異動について」は人事に関する案件でありますので、秘密会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認め、当案件は秘密会とすることに決まりました。恐れ入りますが、関係者以外の方は暫時退席をお願い致します。

（関係者以外　退席）

（報告第4号「県費負担教職員の人事異動について」は秘密会）

（退席者　入室）

小井田委員長　　本日の報告事項は以上です。  
その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

小井田委員長　　よろしいでしょうか。それでは、次回の定例会は4月11日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催します。  
以上で今年度最後の、3月定例教育委員会を閉じさせていただきます。1年間ありがとうございました。

（10時30分　閉会）